

# 家電リサイクル法対象製品の処分方法

家電リサイクル法対象製品は処分方法が決められています。

<b>対象製品</b>	テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン			
<b>処分方法</b>	<b>A 買い替えの場合</b>	家電製品を購入した販売店に引き取りを依頼する。 (リサイクル料金がかかります。)		
	<b>B 町内の販売店に依頼する</b>	販売店名	所在	電話番号
		(有)千葉電気商会	弥生	23-2048
		YOU電器	園生	27-5550
	※排出には「リサイクル料金」の他「収集運搬料金」が必要です。販売店に料金を確認の上、申し込み下さい。			
<b>C 自分で指定引取場所に持っていく</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①家電製品の製造メーカーを確認する。 (メーカー番号が必要。郵便局等でご確認下さい。)</li> <li>②郵便局窓口で備え付けの払込書がついた家電リサイクル券でリサイクル料金の払込をします。 (別途、払込手数料がかかります。)</li> <li>③郵便局窓口で返却された家電リサイクル券と処分する家電製品を指定引き取り場所に持っていくます。</li> </ol>			
<b>指定引き取り場所</b>				
(株)鈴木商会 新港南事業所 (電話) 0133-77-7251 (住所) 石狩市新港南2丁目3718番1				
ロジスティード北日本(株) (電話) 011-666-9907 (住所) 札幌市西区発寒10条12丁目2番20号				

## 家庭用パソコンの処分方法

不要になった家庭用パソコンは、メーカーの自主回収によるリサイクルが義務付けられています。

<b>処分方法</b>	<b>リサイクルマークあり</b>	製造メーカーに、処理の申し込みをする。	メーカーから伝票(ゆうパック伝票)が送付されます。
	<b>リサイクルマークなし</b>	製造メーカーに処理の申し込みと、「リサイクル費用の振込用紙」の送付を依頼し、届いた振込用紙で費用を支払う。	パソコンを段ボール等で梱包し、送られてきた伝票を見やすい場所に貼り付けて下さい。 梱包したパソコンを郵便局に持参するか、引き取り依頼をして発送すれば完了です。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造メーカー不明</li> <li>・リサイクルに参加していないメーカー</li> <li>・自作パソコン</li> </ul>	次の業者に依頼して下さい。(有料です) 一般社団法人パソコン3R推進協会 (電話) 03-5282-7685 (URL) <a href="http://www.pc3r.jp">http://www.pc3r.jp</a> (住所) 東京都千代田区神田小川町3丁目8番地 中北ビル7F

家庭用パソコンは「小型家電リサイクル」でも無料回収しています。詳しくは5ページをご覧ください。